

未来に向けた保育施策のあり方
(令和6年度版)

荒川区

令和7年2月

【目次】

はじめに	・ ・ ・	1
1 昨今の国、東京都及び区における少子化の現状と今後の課題	・ ・ ・	2
(1) 国における現状		
(2) 東京都における現状		
(3) 区における現状		
2 保育を取り巻く今後の課題	・ ・ ・	9
(1) 保育施設の減少		
(2) 保育ニーズの変化		
3 課題への対応及び今後の拠点園のあり方	・ ・ ・	14
【参考】未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）の概要	・ ・ ・	18

《はじめに》

荒川区では、子育て世代の方が安心して子どもを産み、育てられるまちの実現を目指し、①待機児童の解消、②配慮が必要な子ども等への対応など多様化する保育需要への対応、③在宅育児家庭を含む全ての子育て世代が抱える様々な不安や悩みを気軽に相談することができる地域の子育て拠点としての機能付与などのため、保育施設の役割を改めて整理するとともに、区内を5つの地域（エリア）で分け、保育施設の地域ネットワークの中核を担う拠点園（区立保育園（注※））を中心としたエリア単位で保育施設が連携していく体制を構築する方針を令和元年10月に決めました（「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」）。

令和6年度時点では5園（荒川さつき、原、熊野前、三河島、西日暮里保育園）が拠点園として、エリア内の保育施設とのネットワーク構築のための事業（拠点園事業）を展開し、地域内の保育の質の向上を図っています。

一方で、これまで待機児童対策のために積極的に保育施設の整備をしてきたところですが、「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」の策定から5年が経過し、少子化の影響で就学前児童人口が減少していることから、保育事業から撤退する事業者も出てきています。今後も、就学前児童人口の減少は続くと考えられ、保育施設の数も段階的に減少することが想定されます。

また、保護者のニーズも多様化・複雑化しており、国においては、こども未来戦略の中で、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で悩みや不安を抱えていることから、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に保育園等を利用できる「こども誰でも通園制度」の実施を打ち出すなど、保育を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、区内保育園の連携体制を再構築し、保育施設同士の連携をより一層強化しながら、保育の質の向上を図るとともに、子ども家庭総合センターなどの子どもに関する関係機関と連携を図りながら、地域の子育て拠点として全ての子育て世代の支援を行ってまいります。

保護者の方をはじめ、区民の皆様に対しましては、今後とも丁寧な情報提供や説明に努め、荒川区の未来に向けて、保育事業の充実に取り組んでまいります。

（注※）荒川区が設置・運営している公設公営保育園であり、指定管理施設である公設民営保育園を除きます。以下、「区立保育園」については、特段の記載が無い限り、公設民営保育園を除く公設公営保育園を指します。

令和7年2月

1 昨今の国、東京都及び区における少子化の現状

(1) 国における現状

国における出生数は、ピーク時には269万6638人(昭和24年)でしたが、減少傾向が続いており、令和4年に初めて80万人を割る結果となりました。令和5年の出生数は72万7277人で、前年比で4万3482人減少しています。

また、合計特殊出生率についても、減少傾向であり、令和5年は1.20で、前年比で0.06減少しています。

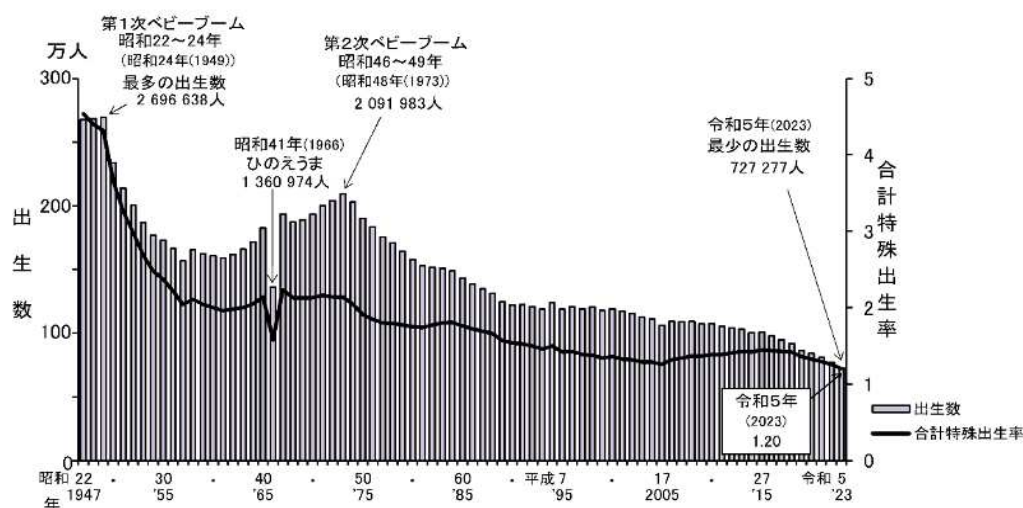
以上のことから、全国的に著しい速さで少子化が進んでいると言えます。

その一方で、未就学児の在留外国人数については、増加傾向にあります。

なお、保育所等の施設数については高止まりしている傾向があり、認可保育園においては減少傾向となっています。

待機児童については、ピーク時(平成29年)には2万6081人でしたが、令和6年は2,567人に減少しており、約87.5%の区市町村で待機児童0人となっています。

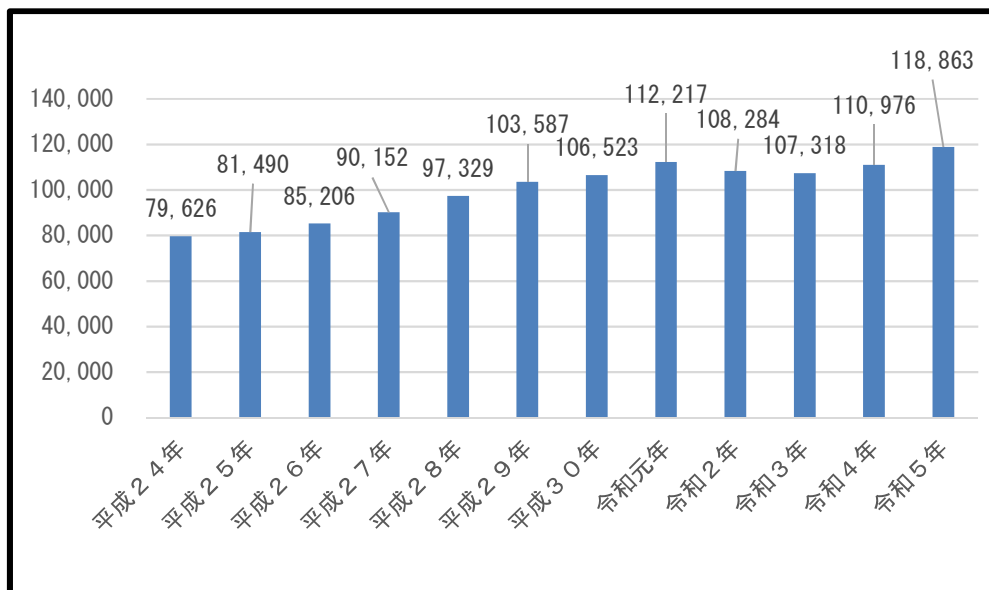
【全国における出生数と合計特殊出生率の推移】



出典：「令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)

【全国における0～5歳の在留外国人の推移】

各年12月末時点



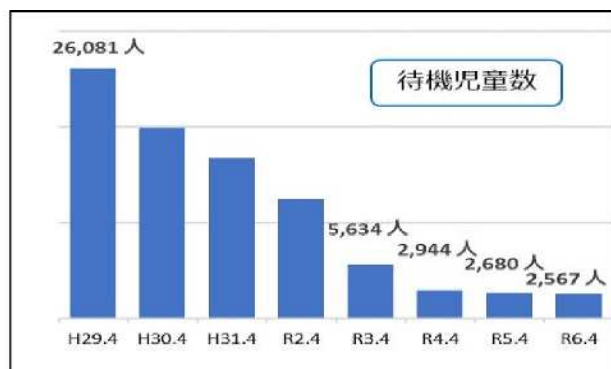
出典：「在留外国人統計」（法務省）を加工

【全国における保育所等の施設数の推移】



出典：「保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）」（こども家庭庁）

【全国における待機児童数の推移】



出典：「令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況」（厚生労働省）

（2）東京都における現状

東京都における出生数は、ピーク時には23万2695人（昭和46年）でしたが、減少傾向が続いており、令和5年の出生数は8万6348人で、前年比で4749人減少しています。

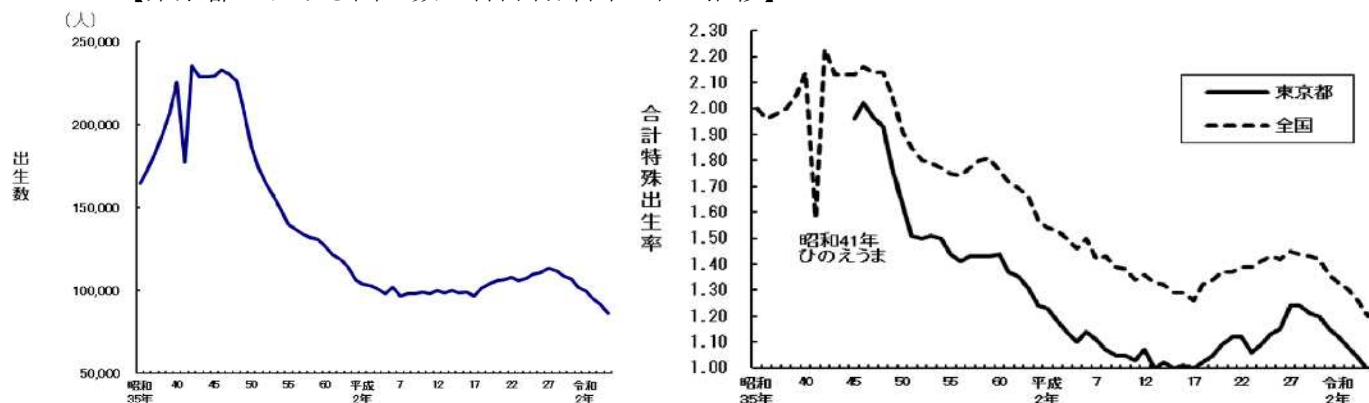
また、合計特殊出生率についても、減少傾向であり、令和5年は0.99で、前年比で0.05減少しており、初めて1.00を下回るなど、東京都内においても著しい速さで少子化が進んでいると言えます。

その一方で、未就学児の在留外国人数については、コロナ禍が明け、海外との行き来も復活したこと等の理由により、増加傾向にあります。

なお、保育所等の施設数については高止まりしている傾向があり、認可保育園においては減少傾向となっています。

待機児童については、ピーク時（平成26年）には8672人でしたが、令和6年は361人に減少しており、約58%の区市町村で待機児童0人となっています。

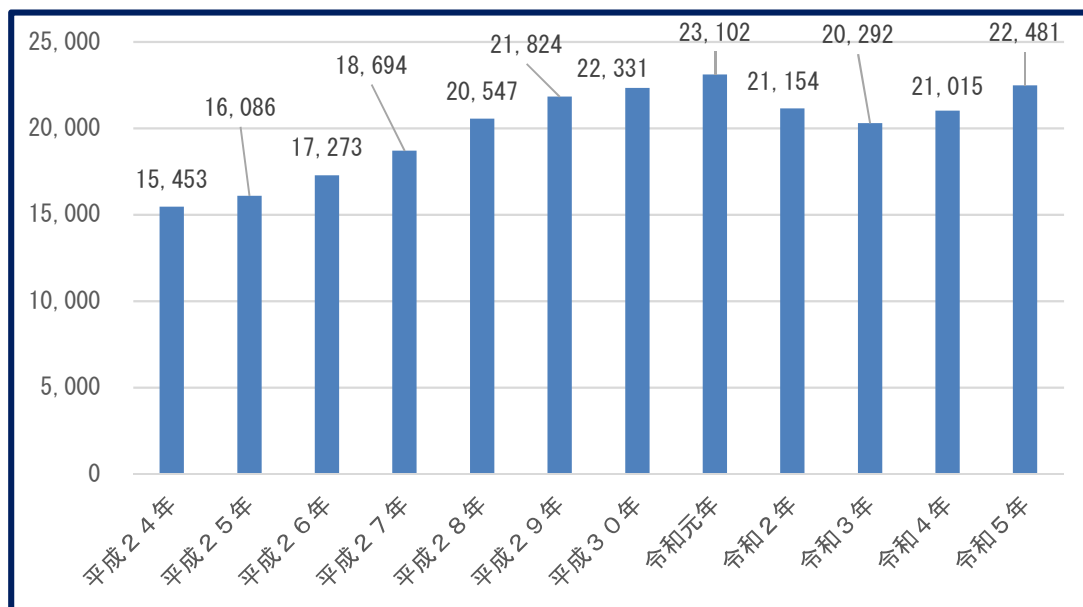
【東京都における出生数と合計特殊出生率の推移】



出典：「令和5年 東京都人口動態統計年報（確定数）のあらまし」（東京都）

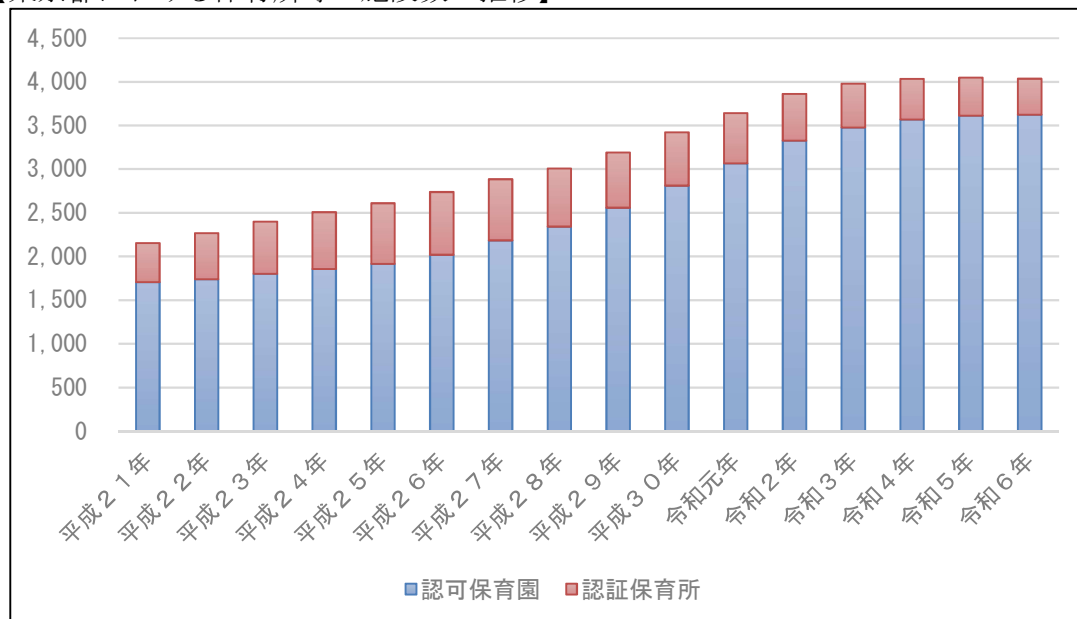
【東京都における0～5歳の在留外国人の推移】

各年12月末時点



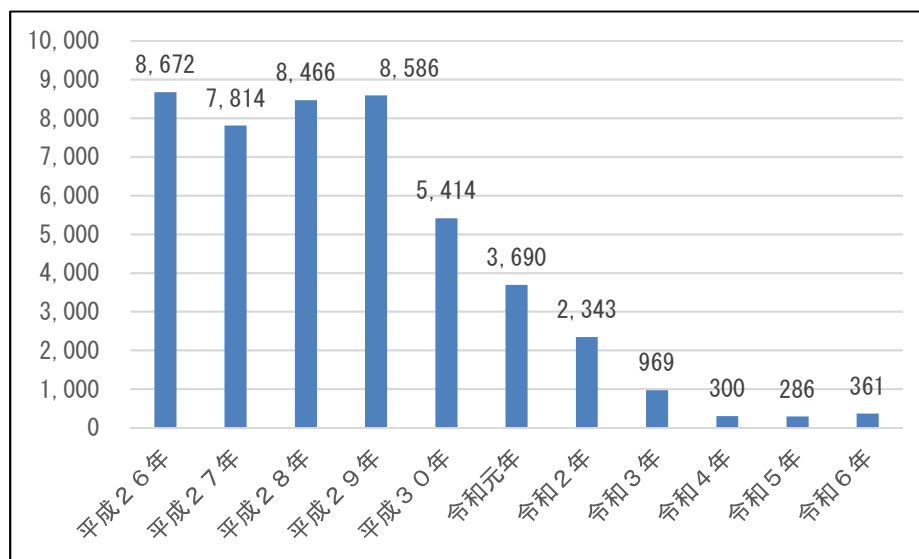
出典：「在留外国人統計」（法務省）を加工

【東京都における保育所等の施設数の推移】



出典：「都内の保育サービスの状況について」（東京都）を加工

【東京都における待機児童数の推移】



出典：「都内の保育サービスの状況について」（東京都）を加工

（３）区における現状

区においては、就学前児童人口と認可保育園申込者数（保育需要）が右肩上がり増加してきました。

荒川区の特徴として、保育利用率が高く、増加傾向にあり、平成28年度から令和6年度までの9年間にわたる東京都の統計によると、23区内において9年連続1位となっています。

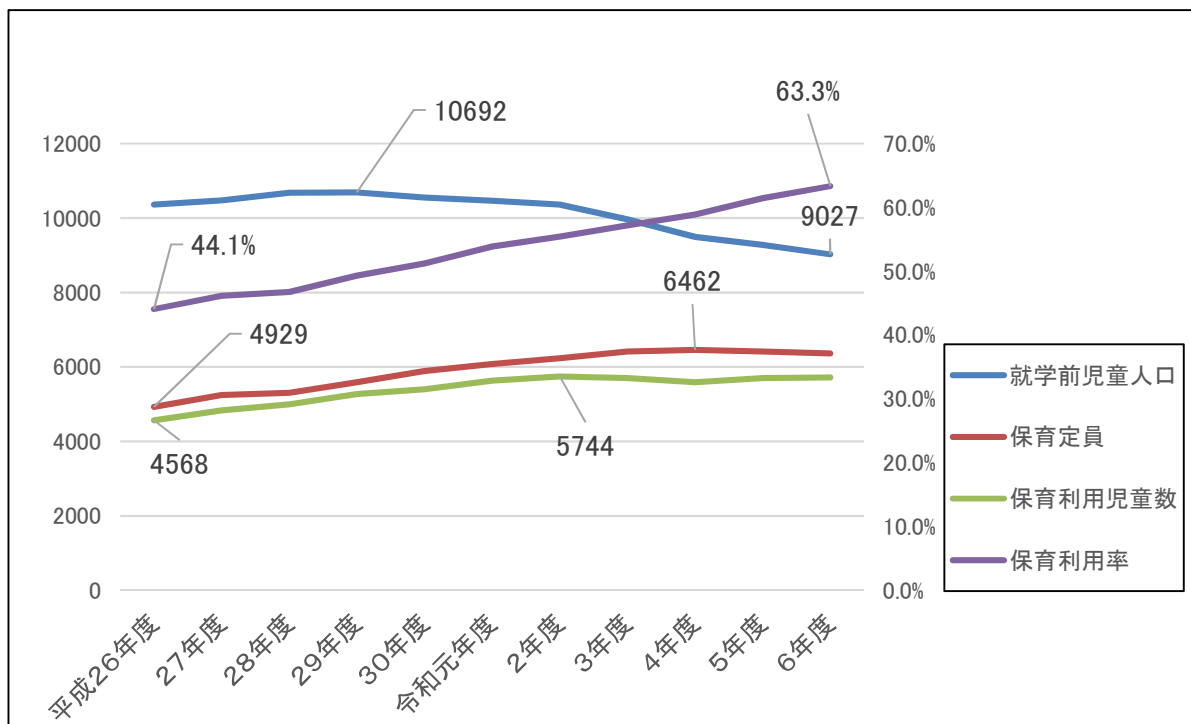
そのため、就学前児童人口が減っても、保育利用率が高いことから、保育園利用児童数が大きく減ることはなく、待機児童についても、ピーク時は181人発生していました。

しかし、区の就学前児童人口は減少傾向にあり、ピーク時の1万692人から、令和6年度には9,027人まで減少しました。特に汐入地区においては、減少傾向が顕著であり、ピーク時の約2分の1となっています。

そのため、待機児童についても、増大する保育需要に対応するため、保育施設を積極的に整備したこと、就学前児童人口が減少傾向に転じたこと等により、令和4年度に初めて待機児童が0人となり、令和5年度においても0人を維持しました。令和6年度においては33人の待機児童が発生していますが、これは、令和4年度と5年度の2年にわたって待機児童が0人であったことから、区においては認可保育園に入りやすいというイメージが広がったことが理由の1つであると推測しています。

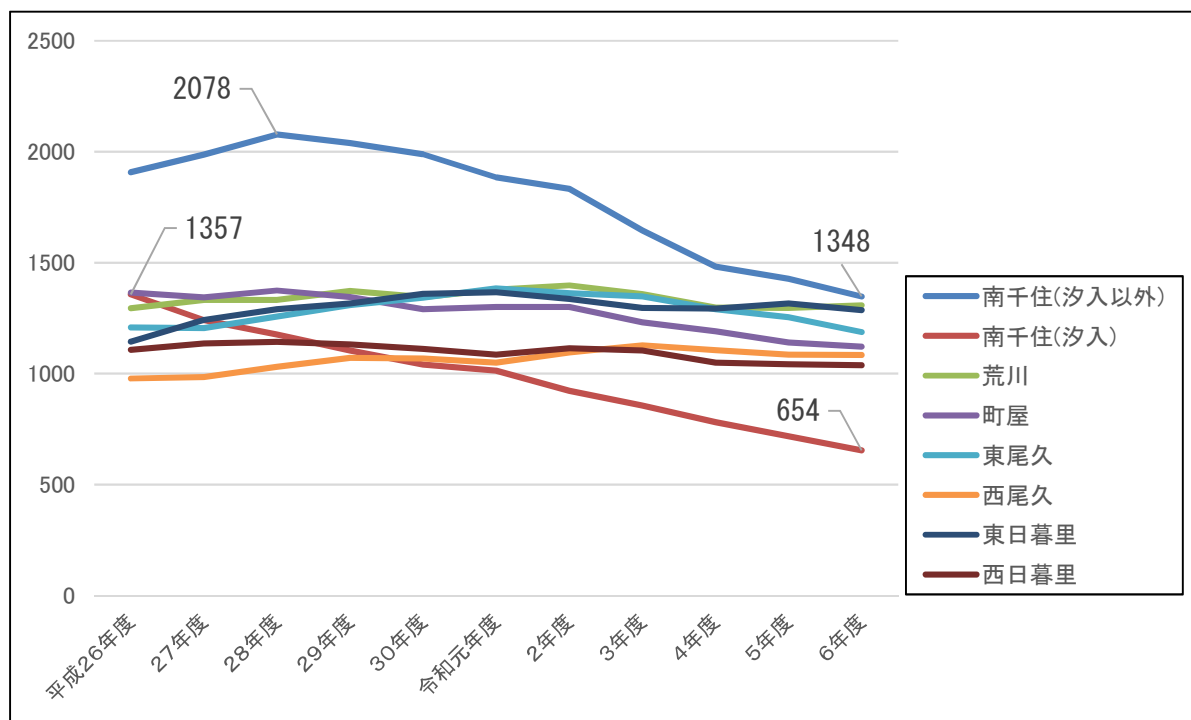
なお、未就学児の在留外国人数については、国や東京都と同様、増加傾向にあります。

【区における就学前児童人口、保育定員、保育利用児童数、保育利用率の推移】



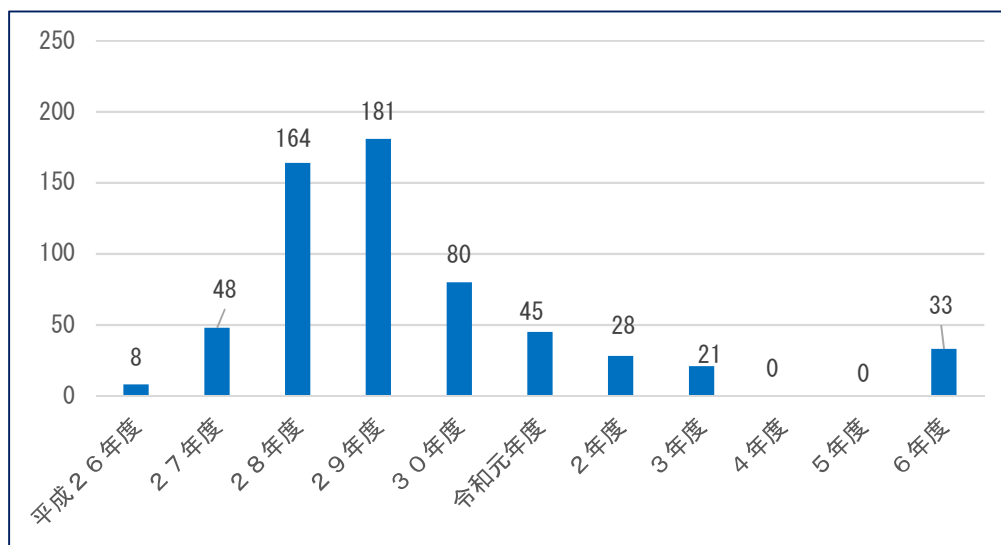
※それぞれの項目の最大値と最小値のみ数値で記載しています。

【地区ごとの就学前児童人口の推移】



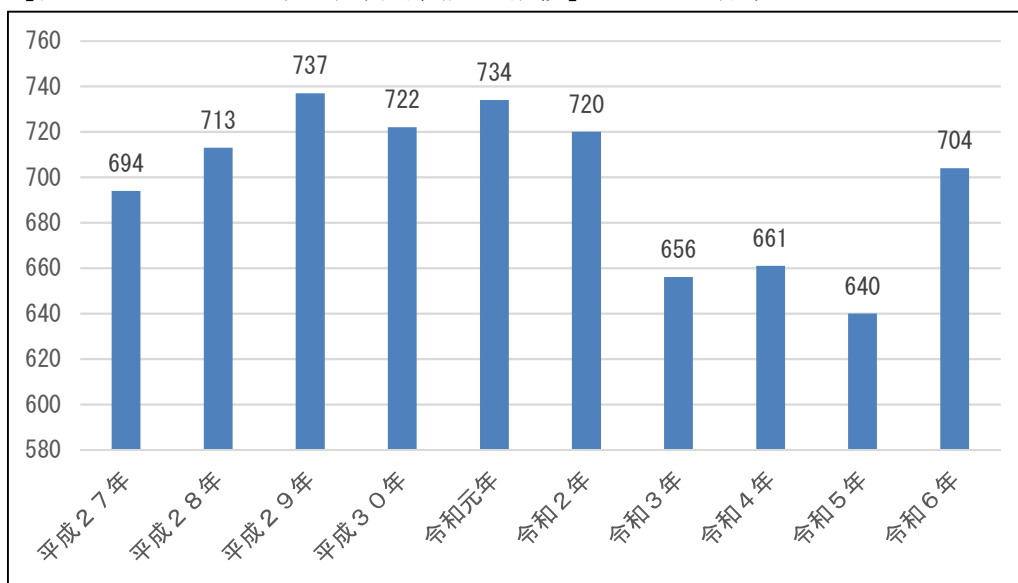
※南千住地区（汐入地区、汐入以外）の最大値と最小値のみ数値で記載しています。

【区における待機児童数の推移】



【区における0～5歳の在留外国人の推移】

各年1月1日時点



2 保育を取り巻く今後の課題

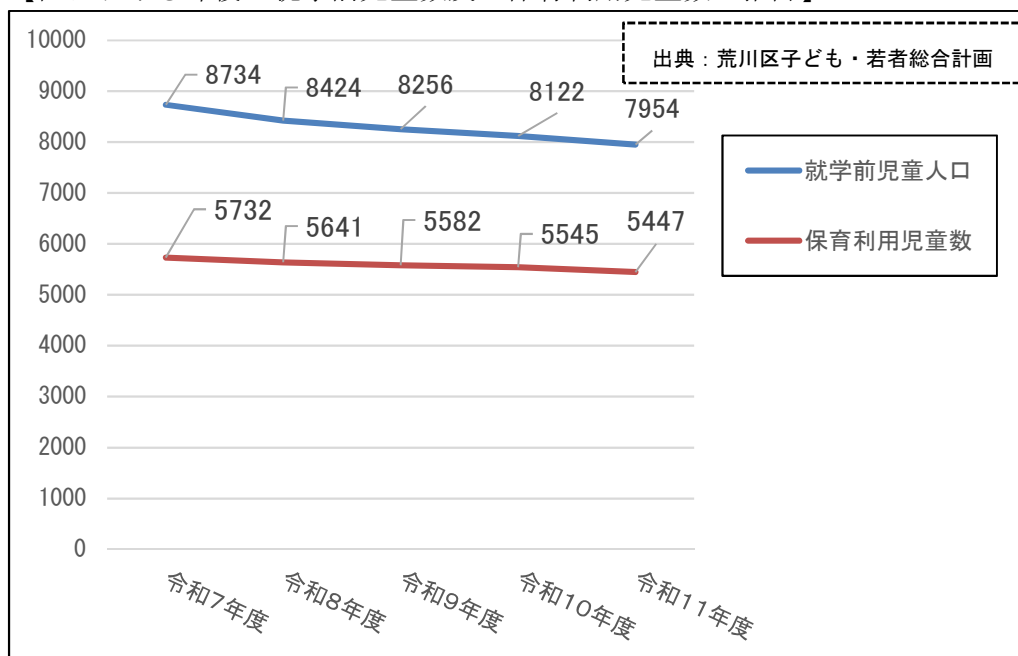
(1) 保育施設の減少

就学前児童人口は、少子化の影響により、今後も減少傾向が続くと考えられます。

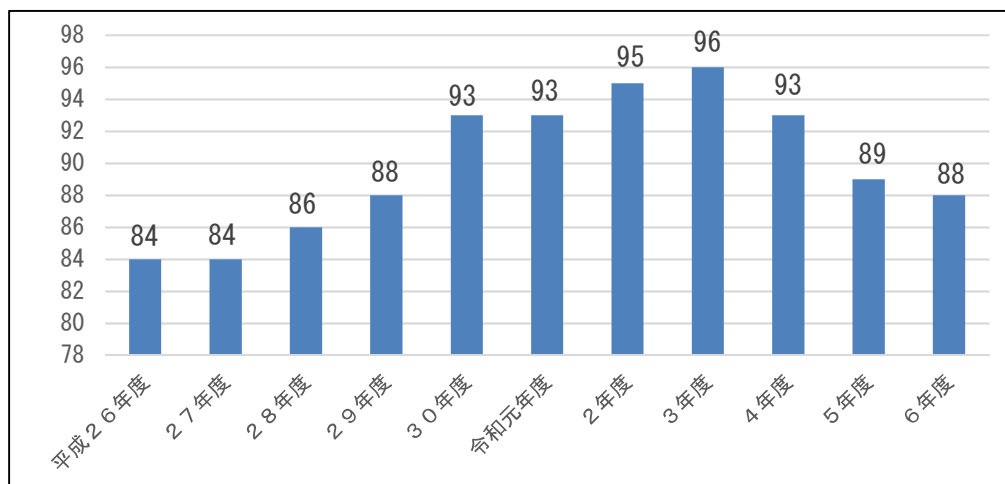
一方で、区においては、過去の傾向から、保育利用率は高い水準を維持することが予想されますが、就学前児童人口の減少により、保育利用児童数も減少していくものと考えられます。

そのため、保育利用児童数の減少により、保育施設の継続的な運営が困難となり、運営事業者が撤退し、保育施設が段階的に減少していくと想定されます。

【区における今後の就学前児童数及び保育利用児童数の推計】



【区における保育施設数のこれまでの推移】



（２）保育ニーズの変化

全国的にも待機児童が解消されていく中で、今後さらに「質」が重視される時代に移行してきています。

区では、これまで延長保育や一時保育、緊急一時保育など、多様なニーズに対応するための事業を実施してまいりましたが、発達障がい児や昨今の医療技術の進歩に伴い、たんの吸引・経管栄養等を必要とする医療的ケア児等、特別な配慮が必要な子どもが増加傾向となっています。

区においては、すでに特別な配慮が必要な子どもの保育園の受入は実施しており、さらに令和５年からは医療的ケア児保育事業を開始し、保育園等において集団保育を希望する医療的ケア児を受入れできるよう、保育園等の体制の整備に必要な費用の一部を補助していますが、保育士や看護師等、専門性の高い職員の配置など、更なる支援の充実が必要です。

また、在留外国人の在園児が増加傾向であるため、日本語が堪能でない保護者への丁寧な対応、食文化等への配慮等に取り組む必要があります。

加えて、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に保育園等を利用できる「こども誰でも通園制度」の全国的な実施が予定されています。

さらに、保育所保育指針においては、子どもが安心感と信頼感をもって活動し、心身ともに健やかに成長するためには、一人一人の子どもの主体性を尊重し、自己肯定感が育まれるよう対応していくことが重要であるとされてます。

このような子どもの主体性を重視した保育を実現するためには、各保育士が専門技術の向上に真摯に取り組むとともに、不適切な保育が発生しないよう、風通しの良い施設風土を醸成することが重要です。

そのためには、施設の垣根を超えた研修や区による保育園へのきめ細やかな巡回相談等を実施し、各保育施設との日常的な意見交換を行うなど、保育の質の向上及び現場の保育士に寄り添ったきめ細やかな対応が必要となります。

あわせて、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境の多様化により、子どもと家庭に関する相談件数が増加し、その内容も複雑化している状況にあるため、保育園の相談機能の強化や必要に応じて子ども家庭総合センターと連携するなど、子育てに関する悩みの解決や虐待などの未然防止等の取組が必要です。

このように、保育ニーズや保育に係る課題は、多様化・複雑化しているとともに、保育を取り巻く状況は大きく変化しています。

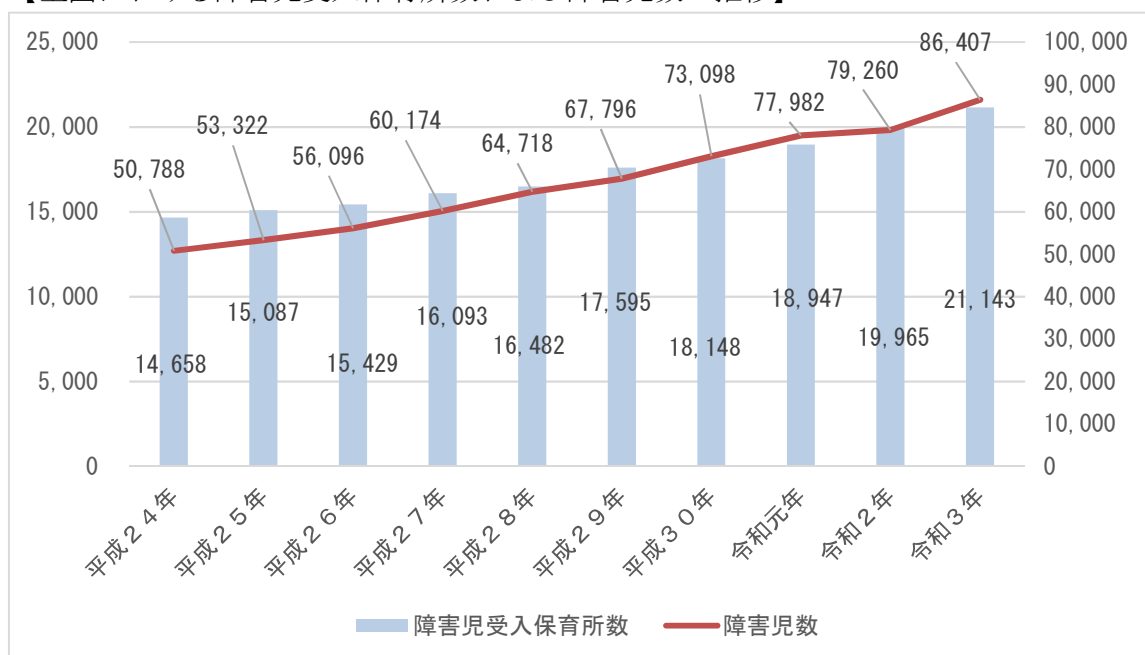
【認可保育園における保育サービスの実施状況】

令和6年4月現在

保育サービス内容	実施状況	備考
延長保育	○	全園
緊急一時保育	○	受入れ可能園にて実施
一時保育（一時預かり）	○	23園※
病児・病後児保育	○	3園
地域子育て交流サロン	○	7園
特別支援児（心身障害児）の受入れ	○	全園
医療的ケア児の受入れ	○	2園

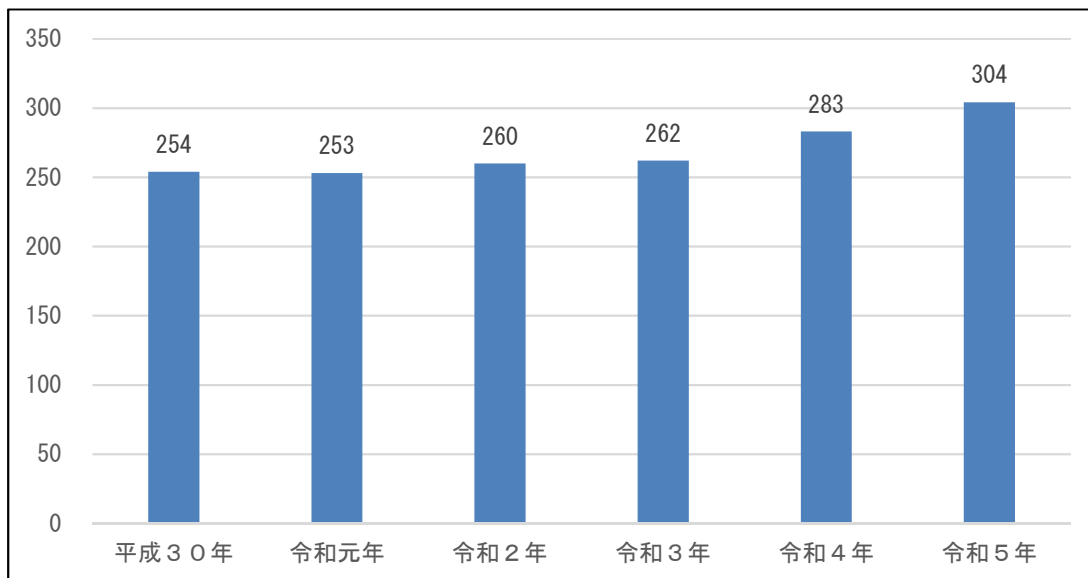
※23園中、専用スペースで実施しているのは12園

【全国における障害児受入保育所数および障害児数の推移】

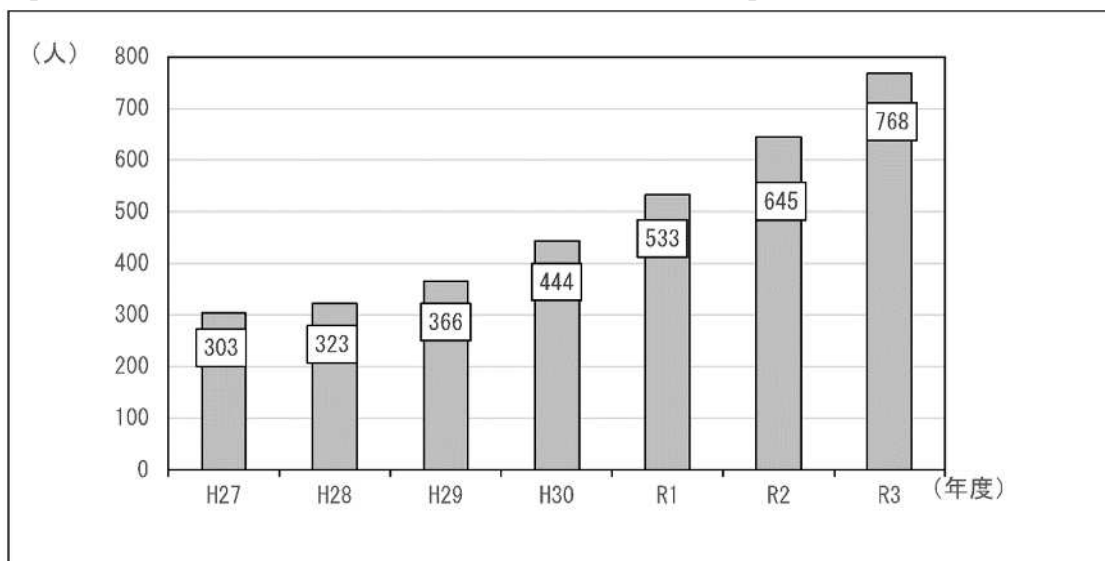


出典：「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会（第4回）資料1 厚生労働省の取組について」（厚生労働省）

【区における児童発達支援利用者数】



【全国における保育園等に在園する医療的ケア児の推移】



出典：「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－ 結果報告」（総務省）

【保育施設巡回指導実施回数】

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
認可保育所	82	102	55	160	454	246
地域型保育事業	6	10	6	11	35	21
認証保育所	117	64	72	78	49	30
家庭福祉員	147	101	148	115	86	51
その他認可外 保育施設	13	20	0	12	23	16
合計	365	369	281	376	647	364

※令和 6 年度は 4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの実績

3 課題への対応と今後の拠点園のあり方

区では、「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」により、区内を5つの地域（エリア）に分け、保育施設の地域ネットワークの中核を担う拠点園（区立保育園）を中心とし、エリア単位で保育施設が連携しながら保育の質の向上を図る体制を構築する方針を示しました。

策定の翌年度である令和2年度から区立保育園を1園ずつ拠点園として設定し、エリア内の保育施設とのネットワーク構築のための事業（拠点園事業）を展開してまいりました。

具体的には、エリア内の保育施設への巡回訪問や地域の保育施設が参加するネットワーク会議を開催し意見交換を行い、地域全体の保育の質の確保・向上に取り組んでいます。

また、地域の子育て拠点として、職員が近隣の公園に巡回訪問し子育て世帯の相談に応じるなど、アウトリーチによる在宅育児世帯への支援に努めるとともに、児童虐待の予防や早期発見を目指して児童相談所と連携した合同研修を実施し、保育施設と児童相談所との連携強化にも取り組んできました。

また、2（2）で示したように、保育ニーズを質的に見ると、「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」の策定から5年経過し、さらに多様化・複雑化しており、これに対応するには、専門人材の確保や各保育施設のより密な連携、相互交流等による保育の質の更なる向上が求められます。

一方で、1や2（1）で示したように、保育ニーズは量的には減少し、保育施設も縮小すると考えられることから、各拠点園が支援する保育施設の数も減少していきます。

そこで、「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」の基本的な考え方を踏襲し、区内5つのエリア内において拠点園を1園ずつとし、拠点園以外の区立保育園については、「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」でも示したとおり、民間活力の積極的な活用の観点から、段階的に民営化を進めていきます。地域の保育需要の状況によっては閉園することも検討します。

今後段階的に実施していく拠点園以外の区立保育園の民営化等により生じる財源と人員を、職員の退職や新規採用等の状況を勘案しながら活用することで、専門人材の確保やエリア内における保育の中核を担う司令塔としての機能を強化し、各保育施設とのネットワークをより一層強固なものとする等、さらに多様化・複雑化することが予想される保育ニーズに対応する体制を整備します。

なお、民営化については、指定管理制度（※1）や公私連携型保育所（※2）等さまざまな形態がありますが、区の状況等を踏まえて検討した上で、運営事業者を公募により選定することとし、在園児及び保護者への配慮や保育園を運営する法人の準備期間などを考慮したスケジュールで行うとともに、法に基づく指導監査・巡回相談等により民営化後の保育運営について、区として責任をもって確認してまいります。

※ 1 指定管理制度

「公の施設」の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を目的とした制度

※ 2 公私連携型保育所

区市町村が、設置・運営主体である民間法人（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物など公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡などを可能とし、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、区市町村と法人とが協定を締結して運営を行う保育所

【拠点園事業の主な実績】

	拠点園数	巡回訪問	ネットワーク会議	公園巡回出張相談	児相との合同研修
令和2年度	1園	155回	2回	25件	1回
令和3年度	2園	343回	3回	185件	0回
令和4年度	3園	542回	12回	301件	1回
令和5年度	4園	696回	16回	431件	2回
令和6年度	5園	542回	14回	156件	2回
合計	5園	2,278回	47回	1,098件	6回

※令和6年度は4月1日から11月30日までの実績

【「未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）」の拠点園構想】

エリア		拠点園		エリアネットワークの規模	
No	地域	設置数	拠点園	施設数（※２）	保育定員（人）
①	南千住	2	・第二南千住 ・荒川さつき（※１）	18	1,640
②	荒川	1	・三河島	9	799
③	町屋	1	・原	8	892
④	尾久	2	・熊野前 ・西尾久みどり	14	1,096
⑤	日暮里	2	・第二東日暮里 ・西日暮里	22	1,513

※１ 荒川さつき保育園は、荒川地域にあるが、南千住地域のネットワークの規模が大きいため、南千住地域の拠点園として選定。

※２ 家庭福祉員を除く



【「未来に向けた保育施策のあり方（令和６年度版）」における拠点園構想

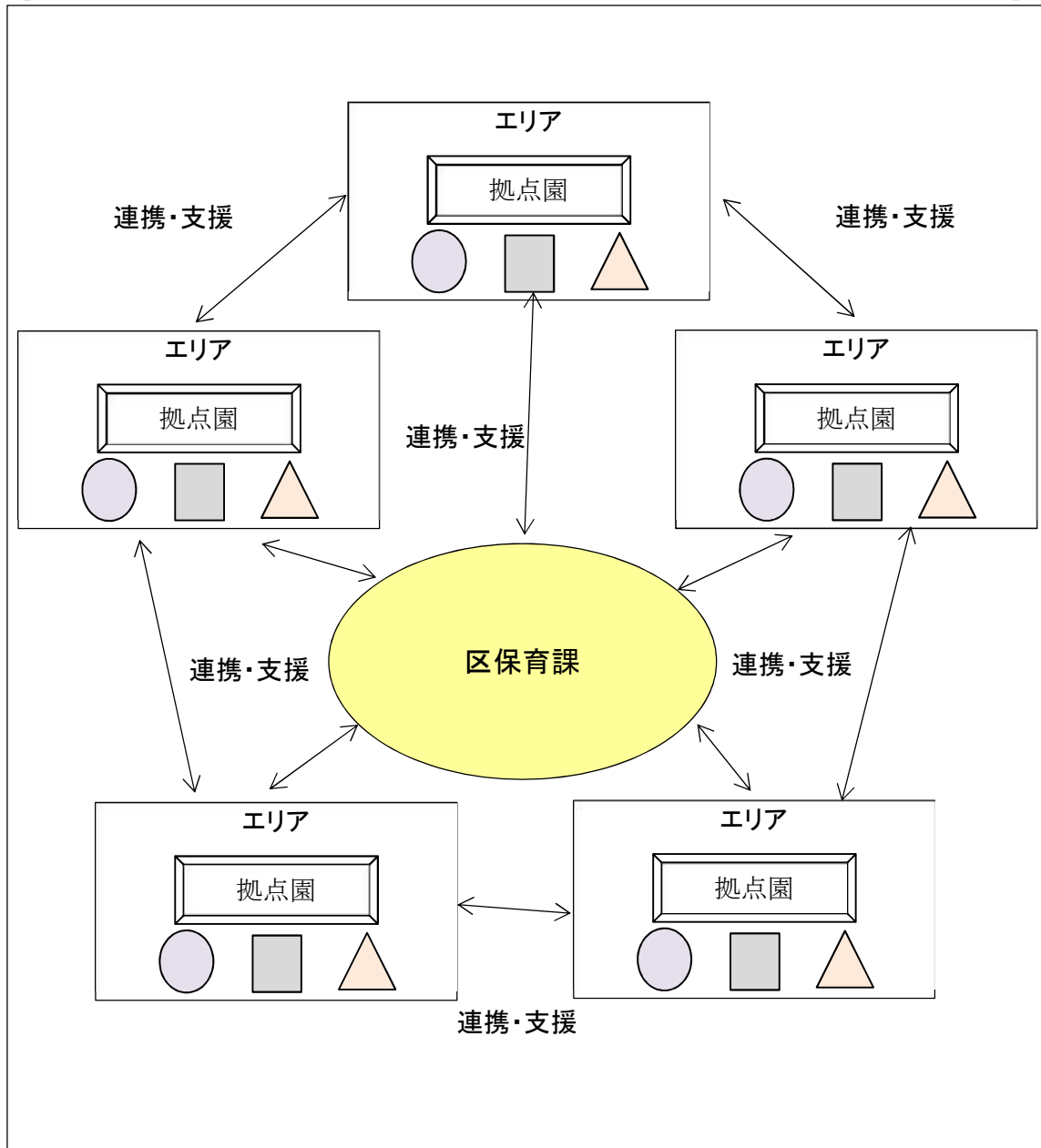
（令和６年４月１日時点）】

エリア		拠点園	エリアネットワークの規模							
No	地域		施設数							保育 定員 (人)
			区立 ※1	公設 民営	私立 ※2	認証	家庭 福祉員	その他	合計	
①	南千住	第二 南千住	2	5	8	1	1	1	18	1,501
②	荒川	荒川 さつき	3	0	7	1	2	1	14	981
③	町屋	原	1	0	6	1	0	2	10	917
④	尾久	熊野前	3	1	10	2	2	0	18	1,351
⑤	日暮里	西日暮里	3	0	18	3	8	0	32	1,654
合計			12	6	49	8	13	4	92	6,404

※１ 汐入こども園を含む。

※２ 認定こども園、地域型保育事業を含む。

【「未来に向けた保育施策のあり方（令和6年度版）」の基本的な考え方（イメージ）】



【拠点園配置エリア図】



【参考】未来に向けた保育施策のあり方（令和元年度版）の概要

1 荒川区の保育に関する現状と課題

（１）待機児童解消に向けた保育施設整備

- ・待機児童数は平成２９年に比べ２年連続で減少し平成３１年４月現在４５人
- ・今後は、地域ごとの保育需要の動向を一層注視した施設整備と、保育施設間の連携・協力が必要

（２）保育サービスの実施状況

- ・これまで、一時保育や病児・病後児保育等を導入
- ・今後は医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの対応等が課題

（３）保育施設への巡回指導

- ・巡回指導による保育施設への助言・指導を実施
- ・今後は、急増する保育施設への効率的・効果的な巡回指導実施に向けた体制整備が課題

（４）子育て家庭への支援

- ・各保育園で、子育て家庭の悩みや不安解消のための相談に対応
- ・今後は、区での虐待を未然に防ぐ予防的な取組や子育て家庭への支援の強化が必要

2 保育施設が果たしていくべき役割

○区内の保育施設数は急増している状況であるため、公立私立問わず、全ての保育施設が協力・連携する必要あり

（１）保育の質の確保・向上

- ・保育施設への指導・管理体制の強化や特別な配慮が必要な子どもへの対応を進め、保育の質の確保・向上を図る。

（２）保育サービス充実に向けた連携強化

- ・地域における課題解決に向けて、地域内の保育施設の連携を強化

（３）地域の子育て拠点としての役割

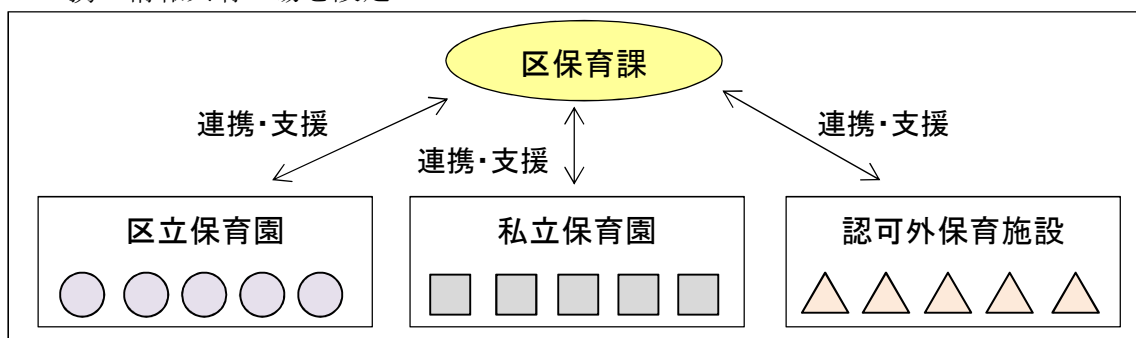
- ・在宅育児家庭を含めた全ての子育て家庭に対応する拠点としての役割
- ・支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援を実施

3 役割を果たしていくための体制

○保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには保育ニーズに迅速な対応が可能な連携体制を整備することが必要

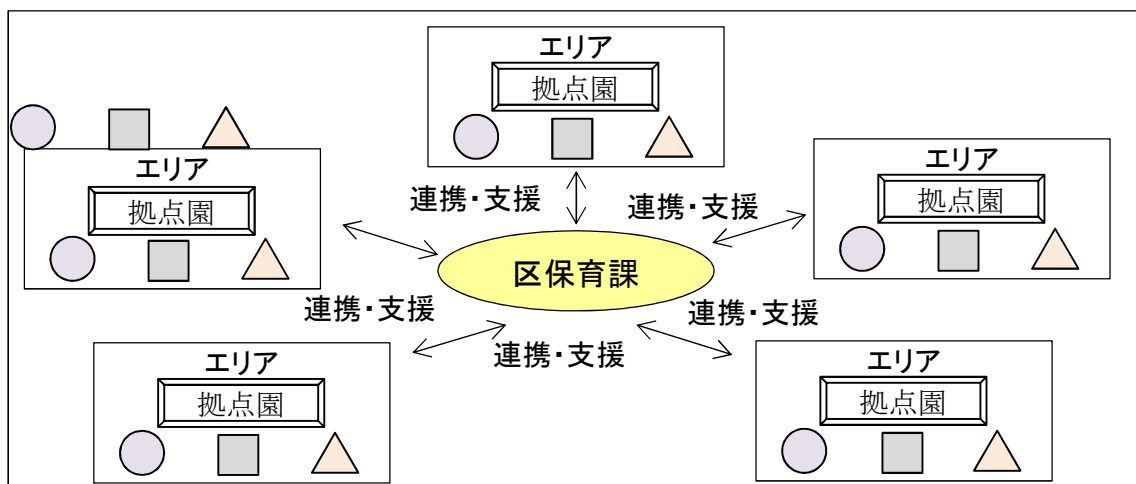
(1) 現在の体制

- ・保育課が保育園に対する指導監査や巡回指導、園長会や連絡会等の保育園同士の連携・情報共有の場を設定



(2) 今後目指していく体制

- ・これまでの連携体制に加え、エリア単位で連携していく体制を構築



(3) 地域（エリア）の設定及び拠点園の設置

①エリアの設定

- ・5つのエリア（①南千住、②荒川、③町屋、④尾久、⑤日暮里）を設定し、各エリア内の保育施設同士のネットワーク化を図っていく。

②各エリアの状況

- ・各エリアの状況を考慮し、エリアの核となり他の保育施設を支援・調整する役割を担う拠点園を設置

③拠点園の選定

- ・各エリアの状況を考慮し、エリアの核となる拠点園を選定
- ・保育需要や各エリアの保育施設の状況に応じて、今後、私立保育園を含む新たな拠点園の選定や拠点園数の適正化を検討

4 取組の方向性

(1) 保育の質の確保・向上に向けた取組み

①巡回訪問の実施

- ・巡回体制強化に向けて拠点園が地域内の保育施設への巡回訪問を実施

②特別な配慮が必要な子どもへの対応

- ・医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの保育サービスの提供
- ・拠点園に保育コンシェルジュ等を派遣し、保育相談体制を整備

(2) 拠点園の体制強化

- ・拠点園を地域の中核と位置づけ、担当係長及び担当職員を配置

(3) 拠点園を中心としたエリアネットワークの連携強化

①ネットワーク会議の実施

- ・拠点園が、地域内保育施設の参加するネットワーク会議を主体的に実施

②公開保育・合同研修の充実

- ・拠点園が第三者視点による公開保育や合同研修を主体的に実施

(4) 地域の子育て拠点としての支援

①地域・異世代間交流事業の実施

- ・信頼関係構築に向けた子どもと地域との交流事業の実施

②支援が必要な家庭の早期発見及び対応

- ・虐待予防に向けて区立保育園と子ども家庭総合センターとの迅速な連携を図り、支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援を実施

5 区立保育園の民営化等

(1) 区立保育園の民営化

- ・当面、拠点園以外の区立保育園は、段階的に民営化
- ・運営事業者は公募により選定

(2) 民営化のスケジュール

- ・保護者への配慮や運営法人の準備期間を考慮したスケジュールで実施
- ・各園の具体的な民営化スケジュールは保育需要等を勘案しながら検討

(3) 財源・人材の活用

- ・拠点園以外の区立保育園の民営化により生じる財源と人員を拠点園での新たな取組の実施に活用